

## 議案第 25 号

渋川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

渋川市印鑑登録及び証明に関する条例（平成 18 年渋川市条例第 148 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）の施行の日から施行する。

理 由

電気通信事業法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（多機能端末機及び利用者操作用端末機による印鑑登録証明書の交付）                      第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。）を用いて自ら多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機であって、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）又は利用者操作用端末機（市長が設置する端末機であって、証明書の交付を申請する機能を有するものをいう。）を利用することにより、証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができるものとする。</p>	<p>（多機能端末機及び利用者操作用端末機による印鑑登録証明書の交付）                      第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。）を用いて自ら多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機であって、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）又は利用者操作用端末機（市長が設置する端末機であって、証明書の交付を申請する機能を有するものをいう。）を利用することにより、証明書の交付を市長に申請し、その交付を受けることができるものとする。</p>